

(1) - 4 W7 建設機械の保有状況の改正内容

- ・ 加点対象建設機械の拡大 ※令和5年1月1日以降の申請で適用

	法令根拠	機種	検査方法
現在の加点対象	安衛法施行令	ショベル系掘削機	特定自主検査
		ブルドーザー	
		トラクターショベル	
		モーターグレーダー	
	ダンプ規制法	移動式クレーン(つり上げ荷重3t以上)	製造時検査又は性能検査
	ダンプ規制法	大型ダンプ(土砂の運搬が可能な最大積載量5以上)	自動車検査
+			
追加される建設機械	道路運送車両法	ダンプ(土砂の運搬が可能な全てのダンプ) 「ダンプ」「ダンプフルトレラ」「ダンプセミトレラ」	自動車検査
	安衛法施行令	締固め用機械	特定自主検査
		解体用機械	
		高所作業車(作業床の高さ2m以上)	

(1) - 5 W8 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無の改正内容

- ・ これまで加点対象としていたISO9001及びISO14001に加え、環境省が定める「エコアクション21」の認証取得状況を加点対象に追加 ※令和5年1月1日以降の申請で適用

○ W8における各認証の配点

取組	認証名	配点
品質管理	ISO9001	5
環境配慮	ISO14001	5
	エコアクション21	3

※エコアクション21についても国際標準化機構が定めた規格による登録と同様に、認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限定されている場合には加点しない

○ 認証の取得状況によるW8の配点表

		ISO9001登録有	ISO9001登録無
ISO14001登録有	エコアクション21登録有	10点	5点
	エコアクション21登録無		
ISO14001登録無	エコアクション21登録有	8点	3点
	エコアクション21登録無	5点	0点

【令和4年8月15日改正】

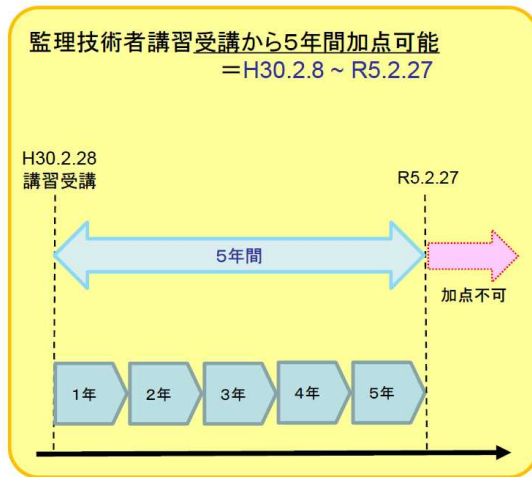
(2) 監理技術者講習受講者の経審上の加点内容の改正

- ・ 加点可能な期間を「講習修了の日の属する年の翌年から5年間」に変更

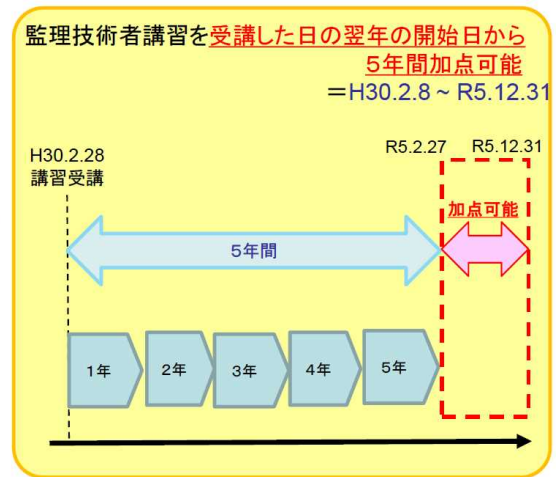
※ 令和4年8月15日以降の申請に適用

(例)H30年2月28日に講習を受講した場合

【改正前】



【改正後】



2 令和4年8月15日施行分に係る再審査の申立てについて

(1) 再審査の対象者

再審査申立ての時点で、改正前の申請（令和4年8月14日以前の申請）による経審結果通知書の有効期間（審査基準日から1年7か月）が残っている者

※ 監理技術者講習を修了した日が審査基準日より前の日付であり、かつ、審査基準日が監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年から5年以内に含まれていることが評価の対象です。

※ 令和4年8月15日施行分の改正（監理技術者講習に係るもの）以外の再審査は行いません。

(2) 再審査申立ての受付期間

令和4年8月15日（月）から令和4年12月12日（月）まで（120日間）

(3) 再審査手数料

無料

(4) その他

- ・ 再審査の申立ては、通常の経営規模等評価申請書を提出する際と同様に、管轄の各土木事務所又は西臼杵支庁に提出してください。
- ・ 様式第25号の11の項番05 申請等の区分欄は「4」を記入してください。
- ・ 様式第25号の11の再審査を求める事項欄には、「令和4年8月15日施行の改正に係る事項」と、再審査を求める理由欄には「制度改正のため」と記載してください。